様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

　福井県知事　　　　様

申請者　　　　　　　　　　　組合

代表者氏名

貸付申請書

　都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第1号に規定する土地区画整理事業に要する資金　金　　　　円を下記の記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

第1条　借用金は、　　年　　月　　日まで据え置き、以後次のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

|  |  |
| --- | --- |
| 割賦金額 | 償還期日 |
| 金　　　　　　　　　　円 | 年　　　月　　　日 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

第2条　土地区画整理事業(以下「事業」という。)に要する資金が当初の予定額を必要としなくなつたときは、貴県の指定する日までに借用金のうち不必要となつた部分を返還します。

第3条　借用金の償還に当たつては、貴県の指定する方法で行います。

第4条　借用金の償還または第2条の規定による返還を怠つたときは、償還期日または第2条の規定により貴県が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還または返還をすべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条　特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、貴県に対して貸付金を繰上償還します。

第6条　貴県において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借用金の全部または一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行つたときは、その請求に応じます。

　(1)　借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき、または　　年　　月　　日までに借用の目的に使用しないとき。

　(2)　借用金の償還または第2条の規定による返還を怠つたとき。

　(3)　第8条から第10条までまたは第11条第2項の定めに反したとき。

2　貴県が前項第1号または第3号に該当すると認めて、借用金の全部または一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行つた場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条　保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条　債務者または保証人は、貴県が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2　債務者または保証人は、前項の定めた担保の提供については、すべて貴県の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従つて登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第9条　貴県において、保証人が不適当となり、または債務者もしくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更または増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条　次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに貴県に報告し、その指示に従います。

　(1)　事業を中止し、または廃止しようとする場合

　(2)　事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となつた場合

　(3)　事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合

第11条　毎年度末の貸付金実績報告書を翌年度の6月20日までに貴県に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に貸付金実績報告書を貴県に提出します。

2　貴県において、事業の進捗が不十分であると認め、または事業の実績が借用の目的もしくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条　本貸付申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条の規定により抵当権が設定されているときは、直ちに実行されても異議ありません。